

## 秋の交通安全運動が実施されます！

秋の交通安全運動が、子供と高齢者を始めとする歩行者の安全確保、夕暮れ時と夜間の交通事故防止と歩行者等の保護など安全運転意識の向上、自転車の安全確保と交通ルール遵守の徹底、飲酒運転等の悪質・危険な運転の根絶を重点目標に掲げ実施されます。

4月1日から道路交通法の改正が行われ、自転車のヘルメット着用が努力義務となっています。自分の身を守る大切な装備です。自転車に乗るときは「ヘルメット」を着用しましょう。

むつ地区交通安全協会では地域から悲惨な事故を無くし、安全で住み良い街づくりのためにさまざまな活動を行っています。この活動を支えているのは会員の皆様の会費と賛助金です。

ご支援をご協力をお願い致します。

- ◆会費 年間 600円
- ◆協賛金 一口 5,000円から
- ◆受付・問合せ先

むつ警察署内むつ地区交通安全協会  
免許更新時及び平日9:00~16:00  
☎ 0175-23-6742

## あおもリアビリンピック2023

### ◆開催日時

10月31日(火)、11月3日(金)  
9:30~12:30

### ◆開催場所

【第1会場】独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構青森支部

【第2会場】ホテル青森(喫茶サービス会場)

### ◆申込締切 9月11日(月)

なお、その他の事項については、大会参加案内をご覧ください。

※参加申込書は、機構青森支部のホームページからも入手できます。

### ◆問合せ先

あおもリアビリンピック実行委員会事務局

独立行政法人 高齢・障害・求職者雇用支援機構

青森支部 高齢・障害者業務課  
担当: 竹内

〒030-0822

青森市中央3丁目20-2

☎ 017-721-2125

FAX 017-721-2127

✉

AMEC.5231@jeed.go.jp

## 国民年金保険料免除等の申請について

保険料が納め忘れの状態、万一、障害や死亡といった不測の事態が発生すると、障害基礎年金や遺族基礎年金を受けられない場合があります。

経済的な理由等で国民年金保険料を納付することが困難な場合には、保険料の納付が免除・猶予となる「保険料免除制度」や「納付猶予制度(50歳未満)」がありますので、役場の国民年金担当窓口(住民課住民グループ)で手続きをしてください。申請書は窓口へ備え付けてあります。

## 産前産後期間の国民年金保険料が免除になります

出産予定日または出産日が属する月の前月から4か月間の国民年金保険料が免除になり、出産予定日の6か月前から手続きができます。

役場の国民年金担当窓口(住民課住民グループ)で手続きをしてください。申請書は窓口へ備え付けてあります

会社を退職したときは年金の切り替え手続きが必要です

20歳以上60歳未満の方が会社を退職され、農業者、自営業者、学生、フリーター、無職等になった場合には、国民年金第1号保険者(または第3号被保険者)への切替え手続きが必要です。

むつ年金事務所または、役場の国民年金担当窓口(住民課住民グループ)で手続きをしてください。

### ◆問合せ先

むつ年金事務所

☎ 0175-22-4947

東通村住民課住民グループ

☎ 0175-33-2135

## 不正軽油について

事前に地域県民局長の承認を得ないで、灯油や重油などを混ぜた不正軽油の製造、販売及び使用等を行うことは脱税行為であり、罰則として、10年以下の懲役や3億円以下の罰金などに処せられます。

・夜間や早朝に不審なタンクローリーが頻繁に出入りしている。

・不審な業者から、燃料の売り込みがある。

など、不正軽油に関する情報がありましたら、お近くの地域県民局長税務課までご連絡ください。

### ◆問合せ先

下北地域県民局長税務課

☎ 0175-22-8581(内線208)

## お知らせ

## 募集

## イベント情報



## お知らせ

### 『IP告知端末(テレビ電話)』

### 不具合対応についてのお知らせ

村内にお住いの皆さまのお宅等へ設置している、IP告知端末(テレビ電話)は運用開始から10年以上経過し、本体や部品の製造が終了しています。

今後、故障などによる不具合の際は交換用本体もなく、修理不可能なため、お問合せいただいても役場で本体回収のみの対応となり、新たに設置することができません。

村民の皆さまには、大変ご不便をお掛けしますが、ご理解賜りますようお願い申し上げます。

### ◆問合せ先

東通村防災安全課

☎0175-33-2262

## 後期高齢者医療被保険者のみなさまへ

### ① 保険料は納期限内に納めましょう

保険料の納付にお困りの方は税務課窓口へご相談ください。災害により住宅等に著しく損害を受けたり、世帯主の収入が著しく減少した場合など、保険料の減免が認められることがあります。保険料を滞納すると、通常より有効期限が短い被保険者証が交付されることがあります。

### ② かかりつけ医・かかりつけ薬局を持ち、お薬手帳は1冊にまとめましょう

いつも診察してもらう「かかりつけ医」があると、体質や持病を理解した上で助言をしてもらえたり、必要に応じて専門の医療機関を紹介してもらえたりするので安心です。

また、普段から何でも相談できる「かかりつけ薬局」があると、複数の医療機関の処方を確認して、飲み合わせが悪くないかをチェックしてもらえます。

複数の「お薬手帳」を持っている場合は、薬局で1冊にまとめてもらいましょう。

### ◆問合せ先

税務課国民健康保険G

☎ 33-2134